

# 令和8年度 荒川区エコ助成事業の手引き

申請受付期間

令和8年5月1日(金) ~ 令和9年2月26日(金)

予算額に達した場合は、上記受付期間内であっても受付を終了します。当日消印有効。

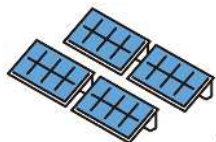
## 助成対象者

区分	対象者
個人	荒川区内の助成対象機器等を設置した住宅に住民票を置き、その住宅に居住する方 ○戸建住宅の所有者、借主                      ○分譲マンションの区分所有者 ○賃貸マンション、アパートの借主                      等 集合住宅オーナーが居住する住戸のみに設置・施工する場合を含む。 町会代表者が町会事務所に設置・施工する場合を含む。
集合住宅	荒川区内に集合住宅(2つ以上の住戸を有する住宅)を一棟所有する方、管理組合 ○賃貸マンション、アパートのオーナー ○集合住宅の管理組合                      ○完全分離型二世帯住宅の所有者                      等
事業者	荒川区内に事業所を有する方(借用している場合を含む) 「直管型LED照明器具への改修」のみ対象

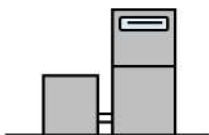
## 助成対象機器等

節水トイレへの改修、宅配ボックス、省エネ冷蔵庫への助成は令和8年度をもって終了する予定です。

太陽光発電システム



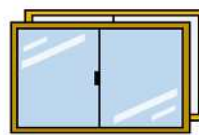
エネファーム



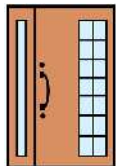
蓄電システム



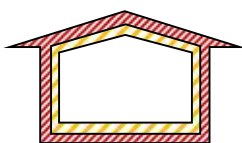
高断熱窓への改修



高断熱ドアへの改修



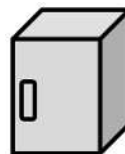
断熱材の設置(既存住宅)



節水トイレへの改修



宅配ボックス



省エネエアコン



この2つの機器に限り、電子申請ができます。申請フォームは、6月1日に公開します。

省エネ冷蔵庫



直管型LED照明器具への改修



ZEH等



## 書類提出先・問い合わせ先

〒116-0002 荒川区荒川1-53-20 あらかわエコセンター3階  
荒川区 環境清掃部 環境課 環境推進係 エコ助成担当

電話：03-5811-6850

切り取って宛名に使えます。

午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く月～金)

【ホームページ】



## 助成条件

- ・特別区民税・都民税及び国民健康保険料を滞納していないこと。
- ・助成金の交付は、「個人」の場合は同一の世帯ごとに、「集合住宅」の場合は同一の住棟ごとに、「事業者」の場合は同一の設置場所又は施工場所ごとに、各助成項目につき1回限りです。
- ・「個人」の場合、自らが住民票を置き、居住している住宅に設置又は施工すること。
- ・申請者情報、領収書宛名、口座名義等は同一名義のものに限ります。
- ・**助成対象機器の設置完了日から1年以内( )**かつ、**受付期間内(令和9年2月26日まで)**に申請書類一式を提出できること。

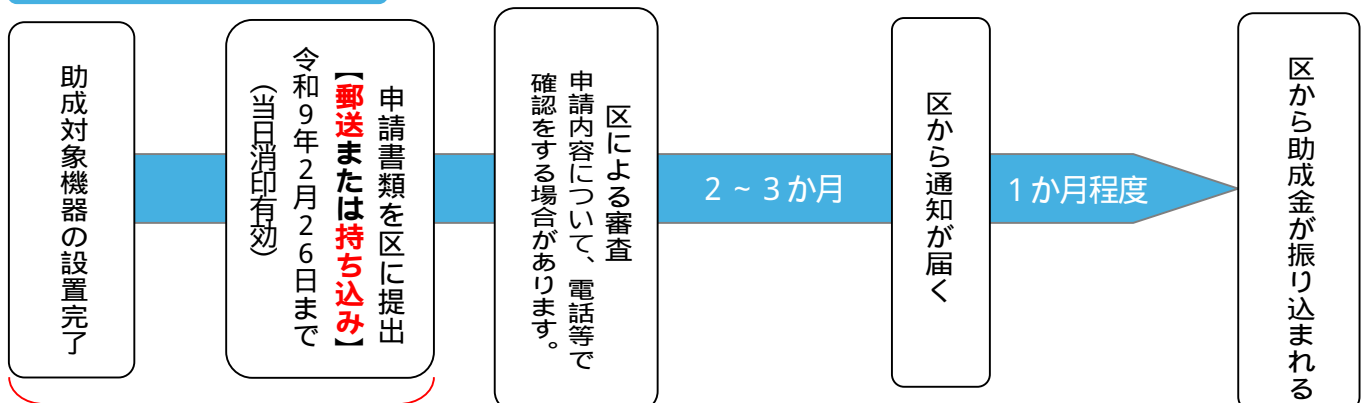
ZEH等については住宅の引き渡し日から1年以内とします。

- ・助成対象の機器に対して、区の他の助成金等を申請していないこと及び受けていないこと。  
ただし、助成対象経費が重複しない助成金制度(不燃化特区の助成等)については併用申請可能。  
事業者は、産業経済部が実施する「中小事業者向けGX経営推進補助金」において本事業と同一項目の申請をしていないこと。  
節水トイレについて、福祉部が実施する「介護保険住宅改修」または「高齢者住宅改修給付事業」など他課でトイレ改修についての給付金等を受けていないこと。
- ・国または都の補助事業については、併用先の事業で禁止されていない限り併用申請可能。
- ・機器等を設置する住宅の販売・譲渡を目的としていないこと。
- ・設置する機器等は新品・未使用であること。(リース及び中古品等の設置は対象外)

## 注意事項

- ・荒川区内業者とは、領収書・内訳書の発行者住所が荒川区内と記載されている業者です。
- ・提出書類の返却はできません。また、提出書類の「領収書、内訳書の写し」については、**本体費用と施工費用の内訳が明記**され、原則、助成対象項目のみが記載されたものをご提出ください。
- ・助成対象経費は、対象機器等の**本体費用のみ(消費税除く)**とし、設置等にかかる施工費、既設機器の処分費等は対象外経費となります。ただし、省エネエアコンについては、本体費用に加え施工費および処分費も助成対象経費に含みます。
- ・本体費用に対する値引きや、ポイント使用やクーポン等による値引き分(東京ゼロエミポイント含む)は、助成対象経費から除きます。
- ・申請に必要な書類以外で、審査上必要な書類の提出を、別途お願いすることがあります。
- ・交付申請の審査において、必要に応じて現地調査を行う場合があります。
- ・令和7年度に助成金の交付を受けた機器と同一のものについては助成対象外となりますが、令和7年度に交付を受けていない機器については助成対象となります。  
例)令和7年度にエアコン2台を購入し、1台目のみ令和7年度の助成金交付を受けた場合、2台目については、省エネ性能等の条件に合致している場合に限り、今年度の助成対象となります。  
なお、書類は改めて全て用意していただく必要があります。

## 申請手続の流れ



1年以内(例:11月1日の1年後は10月31日、起算日と同日の日付までではないのでご注意ください。)